

令和7年度第2回香川県国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和8年2月4日(水) 13:30~14:25

2 場 所 香川県庁本館12階 大会議室

3 委員の出席状況

[出席委員10名] 大森委員、梶原委員、木村委員、久米川委員、小島委員、近藤委員、佐々木委員、
田中委員、豊嶋委員、松尾委員(会長)

[欠席委員1名] 高松委員

4 事務局出席者

健康福祉部 長尾部長

健康政策課 大橋課長、石井室長、海野室長補佐、矢田室長補佐、多田副主幹、井上主任

5 傍聴者 なし

6 議事内容

各議題の審議等について

議題1 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

事務局から、議題1(資料1)について説明を行った。

【主な意見、質疑等】

(委 員)	保険料の算定は、各市町の収納率を見込んでいるとのことだが、県全体ではどれくらいの収納率になっているのか。
(事 務 局)	市町ごとに過去3年間の収納率の最低値を基に保険料率を算定している。算定に用いた県全体の収納率は即答できないが、各年度の県平均収納率は令和6年度が93.37%、令和5年度が93.38%、令和4年度が93.2%である。
(委 員)	一人当たり医療費が増え、被保険者数が減少する中、収納率を上げていかなければ、将来的に統一保険料となる際に、保険料の負担が不公平になるのではないか。収納率の全国平均は94~5%程度であるため、収納率はあと1~2%上げる努力をしてもらいたい。
(委 員)	働く世代の社会保険料率負担を軽減する観点から政策的な指導があり、被用者保険においては保険料率を引き下げた。国保では、そういうことはあったのか。
(事 務 局)	国保では、そういうことはなかった。
(委 員)	県の財政安定化基金について、保険料水準の統一後も存続するのか。また、市町の基金はどのように取り扱うのか。
(事 務 局)	県の基金については、統一後も保険料率の激変を抑えるため、一定程度確保しておく予定である。また、市町基金については、保険料率引き下げ以外の国保事業にも引き続き活用できるという整理で市町と協議しているところである。
(委 員)	令和8年度の子ども・子育て支援納付金について、香川県の納付金ベースでは一人当たり3,592円だが、国が一律に示した一人当たり負担額は7,342円となっている。納付金額が国の示した負担額より小さいが、それで賄えるのか。

(事務局) 県が支払うべき子ども・子育て支援納付金の財源については、約半分が公費であり、残り半分を納付金で賄うこととなっている。

議題2 第2期香川県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

事務局から、議題2(資料2)について説明を行った。

【主な意見、質疑等】

(会長) 子ども・子育て支援納付金、財政状況、医療費の動向等、基本的な内容については更新を行うが、大きな変更点はない見込みである。保険者努力支援交付金や収納率向上対策については、市町における取組や努力事例を紹介していただければ、理解が進むと思われる。

(委員) 今回の運営方針の中間見直しは、主に子ども・子育て支援納付金の徴収に関する変更ということだが、これに伴う普及や周知について、役割分担はどうなっているのか。市町の役割なのか。

(事務局) 子ども・子育て支援納付金の徴収について、最終的には、市町が保険料通知を送る際にチラシを同封することが考えられるが、国の制度であるため、県としては制度を策定した国に対し、制度の周知・広報を要望している。

(会長) 子ども・子育て支援施策は、全世代型社会保障という国の施策の一つであるが、具体的な効果や、負担増の内容などが、必ずしも十分周知されていない。広報が重要であるが、周知・広報を行うには、結局、市町の協力も不可欠になる。

(委員) 運営方針については、他の項目、例えば運営方針4-2(資格管理の適正化対策)の見直しも行うのか。

(事務局) 運営方針は6年間の計画であるが、今回は3年目の中間見直しということで、全体を見直す予定である。

(委員) 先日の国保新聞で、外国人の資格管理を厳格に行う、との記事を見た。国保においても、資格喪失の手続ができておらず、被用者保険と重複登録になっているケースがある。重複登録者の保険料が滞納となって、収納率にも影響しているのではないか。そのあたりの分析を行い、市町において体制を整えて取り組んでもらえるよう、県からも依頼してもらいたい。

議題3 その他

事務局から、議題3(資料3)マイナ保険証利用状況等について説明を行った。

諮詢事項への答申について

(会長) 最後に、議題1に関して、知事から諮詢された「国民健康保険事業費納付金の徴収」については、「案のとおり決定することは適当である」と答申してよいか。

(委員全員) 了承(異議なし)

「以上」